

不落等随意契約による売払いについて

不落等随意契約による売払いは、入札において応札者がなかった又は落札されなかった物件を対象に、先着順で売払いを行うものです。

このため、普通財産売払申請書を提出されましても、既に売払済みとなっている場合もありますので、予めご容赦願います。

具体的な手続等は、以下のとおりです。

1. 売払い物件

福岡県みやま市高田町海津字北 1673 番 外 14 物件

(先着売払物件一覧のとおり)

2. 売払申請書に必要な書類

普通財産売払い申請書(添付書類を含む)

暴力団排除に関する誓約書

3. 売払申請者に必要な資格

農地法第3条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条 2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

※「売払申請者に必要な資格」をご確認ください。

4. 売払申請について

「普通財産売払申請書」、「国有農地等の売払いの相手方要件を満たす者であることの確認資料」、「農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)(法人の場合)」及び「暴力団排除に関する誓約書」に必要な事項を記入し、普通財産売払申請書に記載の関係書類とともに、下記まで郵送または持参してください。

(提出先、問い合わせ先)

〒860-8527

熊本県熊本市西区春日2丁目 10 番1号

九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課課長補佐(総務)田尻

TEL096-211-9111(内線 4989)

5. 売払いの相手方の決定について

- (1) 売払申請者の資格を有する者であり、かつ普通財産売払申請書等の到達が最も

早かった者を売払いの相手方として決定します。なお、同日に複数の者から普通財産売払申請書等が到達した場合は、くじ引きにて売払いの相手方を決定します（くじ引きへの参加が困難な場合は、代わって国の職員がくじを引きます）。

また、書類に不備がある場合には補正をお願いすることになりますが、その場合は、補正した書類が到達した日を普通財産売払い申請書が到達した日として扱います。

※農地法第3条の資格審査にあたっては、土地が所在する農業委員会への意見照会等を行います。適否の判断に1～2ヶ月の期間を要することもあり得ますので、予めご了承ください。

- (2) 売払いの相手方として決定した場合は、九州農政局より「国有財産売買契約書」を送付し、契約を締結しますので、予め国有財産売買契約書(案)の契約条項等をご確認ください。